

井原市立井原市民病院 人事評価制度改訂支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、井原市立井原市民病院（以下「市民病院」という。）において、人事評価制度改訂支援業務を行うにあたり、プロポーザル方式にて受託事業者を決定するために必要な事項を定めるものである。

なお、受託事業者の選定にあたっては、提案内容、業務実施体制、経験実績、見積価格等を総合的に審査し、当該業務に適した者を契約相手方の候補者として選定した後、提案内容を基に、実施業務内容等について調整協議を行った上で、契約を締結する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 井原市立井原市民病院 人事評価制度改訂支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「井原市立井原市民病院 人事評価制度改訂支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3. 見積限度額 2,500,000円（税込）

4. 実施形式 公募型

5. 担当部署（問合せ・提出先）

井原市民病院 事務部 総務課 担当：葛間（くずま）
〒715-0019 岡山県井原市井原町1186番地
電話：0866-62-1133
FAX：0866-62-1275
e-mail:byouin@ibarahp.jp

6. 参加資格

本案件に参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ただし、参加資格確認後において、資格要件に該当しないことが明らかになった場合には欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込受付締切日時時点で、市民病院及び井原市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 本業務を行う体制を有し、過去に同種又は類似業務について、地方公共団体又は公立病院等での業務実績があること。
- (5) 本業務は病院職員の個人情報を取り扱うものであることから、「プライバシーマーク」認証を取得している者であること。

7. 質疑及び回答

- (1) 本件に関し質疑がある場合は、次により質問書を提出すること。
- ア 提出方法 質問書（様式第1号）によりFAXまたは電子メールにて提出
 - イ 提出期限 令和7年6月9日（月）正午まで（必着）
 - ウ 提出先 上記5のとおり
なお、送信後、電話により到着確認を行うこと
- (2) 質疑に対する回答
- ア 回答方法 FAXまたは電子メールにて回答
 - イ 回答期限 令和7年6月12日（木）午後5時まで

8. 参加申込及び参加資格審査

- (1) 参加申込
- 本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書を提出すること。
- ア 提出期限 令和7年6月17日（火）午後5時まで（必着）
 - イ 提出方法 持参又は郵送
 - ウ 提出書類
 - (a) 参加申込書（様式第2号）
 - (b) 会社概要書（様式第3号）
業務の実績は、地方公共団体や公立病院等における人事評価関連業務受託実績等について、岡山県内（中国地方）における概ね5年以内のものを記載すること。
 - (c) 誓約書（様式第4号）
 - エ 提出先 上記5のとおり
 - オ その他 日付は提出日を記入し、郵送による場合は、発送日を記入すること。
- (2) 参加資格審査の結果通知
- ア 通知期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで
 - イ 通知方法 電話またはメールにて通知し、後日、郵送する。

9. 企画提案書の提出

- (1) 上記8により、市民病院が本プロポーザルへの参加資格を有すると認めた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。
- ア 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時まで（必着）
 - イ 提出方法 持参又は郵送
 - ウ 提出書類
 - (a) 企画提案書（様式第5号、正本1部・副本6部）
企画提案書は、「仕様書」及び以下の要領に基づいて作成すること。
 - ① 企画提案書の規格等
 - 1) A4版、長編綴じ（縦書き・横書きは自由）、ページ数制限なし
 - 2) 日本語表記で、専門用語は必要に応じ用語解説を記載
 - ② 企画提案書の記載内容
 - 1) 人事評価制度の基本的な考え方について
 - 2) 人事評価制度の特徴・改善点や、評価結果の有効活用について
 - 3) 人事評価研修の実施や人事評価マニュアル等の作成について
 - 4) システム導入・活用による事務効率化の提案について
 - 5) 制度改訂（システム導入）後のサポート（運用保守）体制について
 - 6) その他、人事評価全般（職員の意欲・能力向上等）の提案等について

(b) 実施体制計画書（様式第 6 号）

(c) 見積書（様式第 7 号、税込額）

「仕様書」に定める業務に係る全ての費用の合計額（税込）を記載すること。

ランニングコストについては、参考として令和 8 年度以降に発生するシステムの運用保守や研修費用等に係る費用の合計（年額）をそれぞれ記載すること。

エ 提出先 上記 5 のとおり

オ その他 辞退の場合は、辞退届を提出すること。

提出期限までに提出がない場合は、棄権とみなす。

なお、辞退の場合でも、不利益な取り扱いを受けることはない。

10. 審査

本プロポーザルは、以下のとおりプレゼンテーションを行い、市民病院が別に定める「審査基準」に基づき、審査委員が企画提案書の審査及び評価を行い、「候補者」及び「次点者」を選定する。

プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施し、企画提案内容の審査及び評価を行う。

なお、プレゼンテーション審査においては、パワーポイントの使用を認めるほか、プレゼンテーションの内容は、企画提案者の裁量に任せる。

また、企画提案者が 1 者のみであった場合でも、プレゼンテーションを実施し、審査基準に沿って企画提案内容の審査及び評価を行う。

ア 実施日（予定）

令和 7 年 7 月 10 日（木）午後を予定

各提案者の開始時間などの詳細は、市民病院から別途連絡を行う。

イ 実施方法

(a) 提案者からの説明 1 者につき 30 分以内

(b) 審査員からの質疑応答 1 者につき 15 分程度

(c) 出席者 1 者につき 3 名以内（実際に業務に携わる責任者を必ず含むこと）

(d) 提案環境 プレゼンテーション実施にあたり、次に掲げる市民病院の備品を使用することができる。

・プロジェクター、スクリーン及び HDMI ケーブル

その他の備品（パソコン等）は、提案者で用意すること。

ウ 審査方法

各審査員が審査基準に沿って採点后、その合計点数が最大得点を獲得した者を候補者として選定する。なお同点となった場合には、各審査員の再協議により、上位票の多い者を優位として選定する。

エ その他

プレゼンテーションに際し企画提案書以外の追加資料の提示は、原則、認めない。

また、審査時に提出された企画提案書については、返却は行わない。

11. 選定結果の通知及び公表

候補者に対しては、市民病院から選定された旨を、また、その他の者に対しては選定されなかった旨を書面により通知する。

なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

1 2. 契約条件

候補者は、企画提案内容を基に市民病院と協議し、業務内容を確定したうえで、本業務の随意契約を締結するものとする。

ただし、候補者と合意に至らない場合は、次点者と交渉する。

1 3. スケジュール

(1) 公募開始	令和 7 年 6 月 2 日 (月)
(2) 質問受付期限	令和 7 年 6 月 9 日 (月) 正午まで
(3) 質問回答期日	令和 7 年 6 月 12 日 (木) 午後 5 時まで
(4) 参加申込書提出期限	令和 7 年 6 月 17 日 (火) 午後 5 時まで
(5) 参加資格審査通知	令和 7 年 6 月 20 日 (金) 午後 5 時まで
(6) 企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 30 日 (月) 午後 5 時まで
(7) プレゼンテーション日程通知	令和 7 年 7 月 4 日 (金) 予定
(8) プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 10 日 (木) 予定
(9) 選定結果通知・契約候補者との交渉及び契約締結	令和 7 年 7 月中旬 予定

1 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出物作成に必要な資料は、支障のない範囲で参加者に提供する。
- (3) 参加者からの提出書類は返却しないものとする。
なお、提出された書類は、本件選定の目的以外には使用しない。
- (4) 書類提出後において、原則として記載された内容の変更は認めない。
- (5) 書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。
- (6) 参加申込書及び企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの
 - イ 本実施要領に記載した指定様式及び条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されたもの
 - オ 関係者への工作等不正な活動を行ったと認められるもの
- (7) 本プロポーザルは、市民病院の人事評価制度改訂に係る優れたアイデア、業務遂行能力等を有する事業者であるか審査し、契約候補者として選定することを目的に実施するものであり、委託事業の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。契約の交渉段階においては、企画提案内容を基に、実施業務内容等についての調整協議を行う。
- (8) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。
また、提案者は審査結果について、異議申し立てをすることができないものとする。
- (9) 提出書類について、井原市情報公開条例（平成 12 年井原市規則第 24 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。ただし、個人情報については、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者には提供しない。
- (10) その他必要な事項は、市民病院が別に定める。